

「配偶者暴力防止法」が改正されました

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されました。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。改正により、これまでは身体的な暴力に限られていた「保護命令」(裁判所が被害者に近づくことなどを禁止する命令を発する制度)が、ことばや態度による精神的な暴力にも適用されることとなります。

“だれもがどれも選べる社会に”

令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。

これにあわせて6月24日から30日までイオン名寄ショッピングセンターでパネル展を実施します。これを機に「男だから女だからといった性別役割意識にとらわれず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現」について考えてみましょう。



問い合わせ

環境生活課男女共同参画担当
(名寄庁舎1階)
☎ 01654③2111(内線3121)

詳細は
こちらから

配偶者暴力防止法に基づく 保護命令制度が新しくなります。

令和6年(2024年)4月1日～



重篤な精神的被害を受けた場合にも
保護命令の対象が
拡大します。

改正のポイント

- 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- 子への電話等禁止命令の創設
- 保護命令違反に関する罰則の加重
(2年以下の拘禁刑[※]/200万円以下の罰金)



配偶者暴力防止法
令和5年改正の詳細



DV 被害者支援
に関する情報

広告



日帰り白内障手術・硝子体手術

ご希望の方は1日で両眼同時に手術する事が可能
老眼も治すプレミアム(多焦点)レンズにも対応
免許更新などでお急ぎの方はご相談ください



視能訓練士の募集

一緒に働いていただける視能訓練士を募集しています。
詳しくはホームページ下部にある採用情報をご確認ください。

40才以上は眼科で
眼底検査を

目の病気は進行するまで症状が無い事が多く、人間ドックでは見つからない病気もあるので、眼科医による眼底検査が必要です。

40才を過ぎたら症状がなくても、眼科で検査を受ける事が日本眼科医会からも推奨されています。

大学病院水準の
高い技術と医療機器

当院では大学病院勤務時と同等の医療を提供したいという思いから、非侵襲的に眼内の血流を測定できる「光干渉断層血管撮影機器」を始めとする医療機器を取り揃え、大学病院の専門外来で多くの難症例を執刀してきた院長が質の高い医療を提供致します。

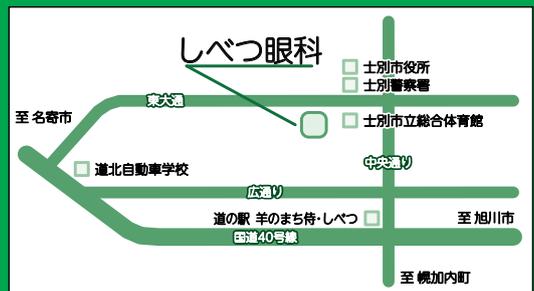
受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30~11:30	※	※	●	※	●	●
14:00~16:00	手術	手術	●	手術	●	/

休診日：第2・第4土曜、日曜祝日
※月・火・木曜の受付は11時まで
翌月曜が祝日の場合は、前週の土曜も休みとなります。

予約用電話番号

☎ 050-5526-7020

▼ホームページ



〒095-0014
北海道士別市東4条3丁目1-4
代表電話番号 ☎ 0165-22-1000